

「COC ガイド」の改正における主な追加事項

4. PEFCST 2002:2020「森林および森林外樹木製品の COC-要求事項」の総合的な使用ガイド

3. 定義

3.7 「問題のある出处」に EUDR 対応のための法令等を追加

3.11 「同等の投入原材料」に「PEFC 製品グループ定義 (3.30) に従って「同等の入力材料」の要件を実施する場合、組織は樹種を定義し、同等の材料とみなされる樹種のリストを含め、審査員にその正当性を説明する必要がある」旨記載

3.12 森林「このガイドには、PEFC ST 2002:2020 で定義されている ST 1003:2024 の改正定義のみが含まれている」旨記載

3.15 森林転換 「PEFC SFM 規格 ST 1003:2024 においては森林転換の定義が改正され、新しい定義では、「人為的か否かを問わず、森林の農業利用への変更」とされた旨記載。

3.16 森林プランテーション PEFC SFM 規格 ST 1003:2024 に基づく森林プランテーションの定義を改正した。森林プランテーションが、プランテーション森林に置き換えられた旨記載

3.29 PEFC 顧客 「PEFC 顧客は、PEFC 認証を受けた組織でも、認証を受けていない組織でもかまわない。組織は、供給者から渡された PEFC 主張と必要な文書を受け取ると、PEFC 顧客になる」旨追加

3.30 PEFC 製品カテゴリー 「投入段階で製品グループを定義する際に組織が最下位レベルを使用する必要はないが、生産品の段階では、製品カテゴリーは利用可能な最下位レベルを使用する必要がある」旨追加

3.35 リサイクル原材料 リサイクル原材料か否かについて、段ボール箱メーカーからの切りくず、枝条などの個人庭園からの廃棄物等具体例を追加するとともに「廃棄物」という用語の定義を記載

3.40 森林外樹木 (TOF)

- ・ PEFC COC の対象となる TOF からの原材料には、TOF 地域からの木材および非木材製品が含まれる。TOF 地域からの非木質林産物は、ST 1003:2024 (3.25) で「樹木由来の木材以外の産品」と定義されている。

- ・ TOF 材料は、次の主張に基づいて納品できる。

- X% PEFC 認証または PEFC 管理材

等を追加

4. マネージメントに関する要求事項

4.1.2 「認証機関は、PEFC 製品カテゴリーに従って、認証範囲の一部として、COC の対象となる製品を含める必要がある」等を追加

4.9 外部委託 「導入」とは、既存の請負業者が新しい現場に行くときのことであり、その場合、導入とは、既存の請負業者に新しい現場と新しい現場の特徴を紹介することである」旨追加

4.9.1 組織は「COC の対象となる外部委託活動のプロセス中は、原材料の法的所有権を維持する必要があり、外部委託は、サービスに限定される必要があることを理解すべきである」旨追加

4.9.2 「PEFC の CoC 認証を取得している 2 社間で外部委託が行われる場合も、外部委託契約を締結する必要がある」「外部委託活動は、マルチサイト認証における内部監査同様に、サンプリングを通じて年次内部監査の対象にすることができる」旨等を記載

5. 投入原材料の確認と生産原材料/製品の宣言

5.1.1 「文書は納品ごとに取得する必要があるが、納品時に文書を取得する必要はない」旨を追加

5.2.1 「PEFC 認証組織が、生産する PEFC 認証製品に PEFC オンプロダクト商標を付す場合は、販売書類または納品書類に PEFC の主張を記載する必要がある」旨追加

6. COC 方式

6.1 「受領した原材料と販売した原材料のバランスは、製品グループレベルでチェックし、投入原材料と出力原材料が検証され、主張されている内容が PEFC の CoC 基準に準拠していることを確認する」旨記載

6.1.1 「CoC 方式が企業の認証範囲に含まれておらず、それを使用したい場合は、新たな CoC 方式をカバーするように認証範囲を拡張するための審査を受ける必要がある」旨等を追加

6.4.1 「クレジット方式は、複数のサイトにまたがるマルチサイトで使用できる」旨記載

付属書 1

表 1 d) i)

「環境パフォーマンス指数（EPI）を決定するために使用される方法論は、2024 年に大幅に変更された。組織は、「生物多様性と生息地」のスコアに加えて、「保護地域の有効性」、「森林景観の完全性」、または「永続性で重み付けされた樹木被覆損失」のいずれかの指標のスコアを使用できる」旨等を記載

付属書2: マルチサイト組織によるCOC規格の実行

2.6 「生産者グループの背後にある考え方は、独立した小規模企業を認証し、コストを分担し、認証を管理し、グループ内で専門知識を持つコーディネーターを置くことである。この規格の意図は、大企業の拠点が生産者グループの一部となることを許可しないことである。したがって、2.6 のしきい値は、サイトレベルではなく、企業レベルで適用されるものと理解する必要がある」旨追加

4. 森林外の樹木産原材料に対する PEFC デューデリジェンスシステムの実施に関する追加ガイダンス

定義

特に「問題のある出处」について追加説明等を記載

5. PEFC ST 2001:2020「PEFC 商標使用規則－要求事項」の総合的なガイダンス

5 PEFC 商標の適用範囲

5.1.3 例として「ラベルが付与された PEFC 認証製品を調達する小売業」等を記載

6.1 全体的要求事項

6.1.1 「PEFC が承認した COC 規格に基づいて認証された組織は、PEFC 認証原材料と同じ条件で、認証原材料に PEFC 商標を使用することができる」旨追加

6.2.5 許容される状況の例として名刺、鉛筆を記載

6.3.2.2 「PEFC の主張を伝える目的で使用される PEFC の頭文字は、製品での使用とはみなされず、PEFC 商標規格の対象にはならない」旨追加

7 PEFC 商標に関する技術的な要求事項

7.1.1 「製品に PEFC 製品上ラベルを使用するには、その製品が PEFC の主張付きで納入されたものでなければならない」旨追加

6. PEFC ST 2003:2020「PEFC 国際 COC 規格に基づいた認証業務を実行する認証機関－要求事項」の使用に関する総合的なガイダンス

7. プロセスに関する要求事項

7.1 総論 「影響を受けるステークホルダーと権利を有する者のためのフィードバックのメカニズムを有していなければならない」旨記載

7.4.5 「審査を行う際に、PEFC 認証原材料の存在は必須ではない。PEFC 認証保有者の中にはトレーダーなど PEFC 認証原材料を物理的に所有していない場合もある。また、組織が PEFC 管理材のみを使用している場合もある」旨追加

7.7.2 「認証書に含まれる製品グループ カテゴリのリストは、認証書の発行前に認証書保有者と認証機関の間で合意する必要がある。生産品の製品カテゴリは、常に利用可能な最も詳細なレベルで報告する必要がある」旨を追加

7.6.3 「マルチサイトの再認証における軽微な不適合は、認証機関の評価を信頼し、その軽微な不適合がマルチサイト全体の認証活動に脅威を与えない限り、認証の発行を妨げるものではない」旨追加

7.7.2 「組織は、監査に先立ち、PEFC 製品カテゴリリストを考慮し、PEFC の COC でカバーする製品グループを特定する必要がある。認証機関と組織は、組織が特定した製品グループのリストについて協議し、認証書に記載する PEFC 製品カテゴリのリストについて合意する必要がある。認証機関は、認証書に製品カテゴリと対応するコードを反映させる責任を負う」旨記載。

7.9.1 注意書 1: 定期審査は、次の条件を満たす限り、前回の審査から 9 か月より早く実施できる旨を追加

付属書 3（規準的）－ マルチサイト COC 認証

4.1.9 『本社はサイトとはみなされないため、サンプリングの対象にはならず、本社は常に審査を受ける必要がある。本社が生産サイトの 1 つである場合は、サンプリングの目的で機能を分割することができる。その場合、本社は常に示されているように審査されるが、生産部分はサンプルの一部になることがある』旨追加